

## 環境マネジメントシステムの指定に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、京都市地球温暖化対策条例施行規則（以下「規則」という。）第5条第3号に規定する環境マネジメントシステムに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、京都市地球温暖化対策条例及び規則で使用する用語の例による。

### (環境マネジメントシステム)

第3条 規則第5条第3号に規定する国際標準化機構の規格14001に適合する仕組み及び特定非営利活動法人KES環境機構の規格に適合する仕組みのほか、これらに準じる仕組みとして市長が認めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 一般財団法人持続性推進機構エコアクション21中央事務局のエコアクション21ガイドラインに適合する仕組み
- (2) 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営推進マニュアルに適合する仕組み
- (3) 一般社団法人エコステージ協会のエコステージの評価基準に適合する仕組み
- (4) 京都府環境部地球温暖化対策課「エコ京都21」事務局のエコ京都21のうち地球温暖化防止部門であって、「エコ京都21アドバンス」又は「エコ京都21マイスター」の認定基準に適合する仕組み
- (5) 環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を計画し、当該目標を達成するための取組を推進し、並びに当該取組の進捗管理及び適切な見直しを行う仕組みとして事業者が自ら定め推進する仕組み

附 則（平成23年3月31日制定）

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成26年7月3日）

この要綱は、平成26年7月3日から実施する。

附 則（平成 29 年 6 月 23 日）

この要綱は、平成 29 年 6 月 23 日から実施する。